

デジタル改革関連5法案の衆議院本会議採決に抗議するとともに、参議院において慎重な審議を求め、問題点を克服する修正がなされない限り廃案とするよう求める会長声明

1 声明の趣旨

政府は、流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠であることなどを理由として、デジタル改革関連6法案を本年2月9日閣議決定し、国会に提出した。本年4月6日、同法案のうち5法案が、衆議院本会議において、自民党、公明党などの賛成多数で採決された。

今回の採決は、国家による個人情報目的外利用や、本人の同意なき収集を可能にする重大な問題をはらむ5法案63本を一括して短時間で審議し、採決に至ったものである。

当会は、デジタル改革関連5法案には、以下の問題点があることを指摘し、この法案の衆議院における拙速な審議及び採決に抗議すると共に、参議院での慎重な審議を求め、以下の問題点を克服する修正がなされない限り廃案とするよう求める。

2 個人情報の保護・プライバシー権(憲法13条)と知る権利(憲法21条)の保障がなされない危険性があること

法案の改正内容は極めて広範にわたっており、特に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」(以下「整備法案」という。)では、個人情報関係3法(個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律)を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールを設定し、所管が分かれていたものを個人情報保護委員会に一元

化する等としている。

しかし、法案は、流通するデータの多様化・大容量化への対応による利便性を強調する一方で、自己情報コントロール権を明記しておらず、以下に指摘するように、情報の主体である個人の権利・利益への配慮が十分なされていないとは言い難く、プライバシーや個人情報の保護（憲法13条）を後退させるおそれが強く危惧される。

現代は、インターネット、監視カメラ、顔認証システム、GPS装置など、大量の情報を集積する技術が飛躍的に進歩し、大量の情報が集積されていることに加え、マイナンバー（共通番号）制度も創設されるなど、公権力による市民に対する監視が強まっている。法案では、内閣総理大臣をトップとするデジタル庁を置くことで、結果的には内閣に大量の情報を集約し、利用することが可能なものとなっており、知らぬ間に個人情報が公権力に把握されるおそれがある。監視が強まる社会において、個人が公権力からの過度な監視を排除し、尊重されるためには、公権力が個人情報を収集・検索・利用する範囲を必要最小限にするとともに、個別に法的権限を明記し要件を厳格に定める法整備が不可欠である。また、自己のいかなる情報が公権力により収集され利用されているのかについて市民の知る権利（憲法21条）も保障されなければならない。

そのためには、官民で管理する個人情報全般の取扱いを監視・監督する政府とは独立した第三者機関が速やかに創設されるべきである。この点について、法案では、個人情報の保護について個人情報保護委員会に行政機関等の全体の監督を一元的に委ねているところ、政府から独立した機関ではない上、その権限は、不適切な個人情報の取扱いについて勧告はできるものの（改正個人情報保護法案第158条）、個人情報取扱事業者等に対し認められている命令（同案第148条第2項、第3項）を発することはできず、民間部門に対するものと比べて不十分なものとなっている。

3 個人情報保護分野における地方自治への制約

個人情報保護の分野については、地方公共団体が国に先駆けて条例を制定してきた歴史があり、これを尊重して国と地方公共団体の分権的な個人情報保護システムが構築されてきたところ、法案によって個人情報保護法を改正することにより、地方公共団体の個人情報保護も含めルール的一本化が原則とされ、条例制定の範囲が極めて限定されるとともに(改正個人情報保護法案第108条)、条例を定めた際には届け出なければならない体制へとドラスティックに変化する(同案第167条第1項)。すなわち、個人情報保護システムが国によって統一的な規制下に置かれ、これまで各地方公共団体において、住民との合意のもとで構築してきた独自の個人情報保護の在り方を抜本的に変更するものである。自治体において収集した個人情報をどう管理するかは、地方自治体の自治事務の一環であり、これを国が統合することは、地方自治の本旨(憲法92条)、条例制定権(憲法94条)に対する大きな制約ともなりかねない重大な制度変更である。

4 結論

今般のデジタル改革関連5法案は、政府の府省庁を横断し地方自治体との連携を密にしてセンシティブ情報を含む個人情報を、内閣総理大臣を長とするデジタル庁が中核となって一元的に管理し、マイナンバーと紐付けることで、国における利便性を高めるものとされている。しかし、上述の各問題点によれば、現在及び将来の国民の基本的な人権が制約されるおそれが高いものと言わざるを得ない。それにもかかわらず、衆議院内閣委員会では27時間程度の審議、その後の本会議での審議は実質0という極めて短時間の審議の中で十分な議論が尽くされないまま採決に至ったことは、極めて遺憾である。

参議院においては、プライバシー・個人情報の保護の必要性を十分に意

識した上で、権力監視の仕組みを強化し透明性の確保と情報公開を促進しつつ、さらに地域の多様性や実情にも十分に配慮して地方自治の本旨に則った制度設計とするよう、慎重かつ十分な審議が尽くされ、必要な修正がなされない限り廃案とすべきである。

以上

2021年（令和3年）4月28日

千葉県弁護士会

会長 三浦 亜紀